

長野県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、法及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を以下により定める。

(指定の申請)

第2条 法第40条の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、知事に提出するものとする。

2 前項に規定する必要な書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 法人の定款及び登記事項証明書
- (2) 申請の日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
- (3) 申請年度の支援業務事業計画書
- (4) 申請以前（申請年度の過去3年に限る。）に行っている法第42条に規定する支援業務の実績（申請年度の過去3年のうち直近の活動実績の存する年度分に限る。）を示す書類
- (5) 職員の支援業務従事歴を記載した資料
- (6) 適切な個人情報管理のための措置が取られていることを確認出来る書類
- (7) 申請者が法第43条第1項に規定する債務保証業務及びこれに附帯する業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることがわかる書類
- (8) 地方公共団体又は法第51条に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携体制が分かる資料
- (9) 支援業務の実施のための意思決定がなされていることがわかる書類（規則第27条第2項第3号に掲げる「申請に係る意思の決定を証する書類」に、指定を受けようとする支援業務の範囲等が明示されていない場合に限る。）
- (10) 誓約書（様式第2号）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類
- (12) その他知事が必要と認める書類

(指定の基準等)

- 第3条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合、申請者が法第40条第1項各号の基準に適合すると認めるときは、申請者を支援法人として指定するものとする。
- 2 知事は、申請者を支援法人として指定した場合は、当該申請者に通知するものとする。
 - 3 知事は、第1項の規定により申請者を支援法人として指定した場合は、速やかに県ホームページで公表するものとする。
 - 4 知事は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、法第40条第1項各号の基準に適合しないと認めるときは、指定しない旨とその理由を申請者に通知するものとする。

(市町村長からの推薦)

- 第4条 申請者は、法第40条に基づく指定に関する推薦を、居住支援活動等を連携して行っている当該市町村長より受けることができる。この場合は住宅確保要配慮者居住支援法人推薦申請書(様式第3号)を市町村長に提出するものとする。
- 2 市町村長は、前項に基づく申請があった場合は、各市町村における居住支援活動に関し、当該法人との連携実績又は今後の連携予定があり、支援法人としてふさわしいと認められ推薦するにあたり支障がないと判断できる場合、知事に推薦を行うものとする。
なお、推薦を行う場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人推薦書(様式第4号)を知事に提出することとし、申請者に対し写しを交付することができる。
 - 3 前項に基づく推薦があった場合、知事は、当該法人の指定に際し、斟酌するものとする。
 - 4 知事は、市町村長に対して、申請者の居住支援に関する活動その他の状況について確認することができる。

(名称等の変更)

- 第5条 法第41条第2項の規定による変更の届出は、住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書(様式第5号)を知事に提出することにより行うものとする。
- 2 前項の規定によるほか、支援業務の範囲その他の指定を受けた内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の14日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、前項の規定を準用する。
 - 3 知事は、前各項の規定により変更の届出を受理した場合は、速やかに県ホームページで公表するものとする。

(債務保証業務委託)

第6条 法第43条の規定により、支援法人は債務保証業務のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関等に委託するときは、債務保証業務委託認可申請書(様式第6号)に必要な書類を添えて、知事に提出し認可を受けるものとする。

2 前項に規定する必要な書類とは、委託しようとする者に応じて次の各号のいずれかの書類及び委託に係る契約書とする。

(1) 委託しようとする者が金融機関である場合は、法令に基づく免許、許可又は登録等を受けた者であることを証する書類

(2) 委託しようとする者が家賃債務保証業者登録規程(平成29年国土交通省告示第898号)の登録を受けた家賃債務保証業者である場合は、それを証する書類

(3) 委託しようとする者が債務保証業務を行う者として指定を受けた支援法人である場合は、それを証する書類

3 第1項の規定による認可を受けた債務保証に関する業務の委託について変更しようとするときは債務保証業務委託変更認可申請書(様式第7号)に必要な書類を添付し、知事に提出し認可を受けるものとする。

4 知事は、第1項及び第3項の申請について認可した場合は、当該申請者に通知するものとする。

5 知事は、第1項及び第2項の申請について認可しない場合は、認可しない旨とその理由を申請者に通知するものとする。

(債務保証業務規程認可)

第7条 債務保証業務を行おうとするときは、法第44条の規定により、債務保証業務規程について債務保証業務規程認可申請書(様式第8号)に債務保証業務規程を添えて、知事に提出し認可を受けるものとする。

2 前項の規定による認可を受けた債務保証業務規程を変更しようとするときは債務保証業務規程変更認可申請書(様式第9号)に債務保証業務規程を添えて、正本及び副本を知事に提出し認可を受けるものとする。

3 知事は、第1項及び第2項の申請について認可した場合は、当該申請者に通知するものとする。

4 知事は、第1項及び第2項の申請について認可しない場合は、認可しない旨とその理由を申請者に通知するものとする。

(事業計画等認可)

第8条 法第45条の規定により、毎事業年度の開始前(指定を受けた日の属する事業年度にあつては指定を受けた後、遅滞なく)支援業務事業計画等認可申請書(様式第10号)に必要な書類を添えて、知事に提出し認可を受けるものとする。

- 2 前項の必要な書類として、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 支援業務事業計画書
 - (2) 支援業務収支予算書
- 3 第1項の認可を受けた事業計画等を変更しようとするときは、支援業務事業計画等変更認可申請書(様式第11号)に必要な書類を添えて、正本及び副本を知事に提出し認可を受けるものとする。
- 4 知事は、第1項及び第3項の申請について認可した場合は、当該申請者に通知するものとする。
- 5 知事は、第1項及び第3項の申請について認可しない場合は、認可しない旨とその理由を申請者に通知するものとする。

(事業報告)

第9条 法第45条第2項の規定による支援業務に係る事業報告書及び収支決算書の提出は支援業務事業等報告書提出書(様式第12号)により行い、財産目録及び貸借対照表を添付するものとする。

(支援法人の辞退)

- 第10条 支援法人が、自らのやむを得ない理由により、指定を辞退する場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書(第13号様式)により知事に届け出るものとする。
- 2 知事は、前項の規定により届出を受理した場合は、速やかに県ホームページで公表するものとする。

(指定の取消し等)

第11条 知事は、法第50条の規定に基づき、支援法人の指定の取消しを行った場合は、当該支援法人へ通知し、速やかに県ホームページで公表するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月7日から施行する。